

計画案に対する協議会委員及び市町村の意見について

【照会先及び意見数】

- 感染症連携協議会及び各部会の委員（結核部会を除く）：15件
- 県内39市町村：243件

【意見の種別】

- ① 県計画本文について、より具体的な内容の記載を求める意見：40件
- ② 取組の主体や対象（国、県、市町村等）に関する意見：92件
- ③ 用語の定義等に関する意見：55件
- ④ 表記や文字の校正等に関する意見：42件
- ⑤ その他の意見：29件

【主な意見と県対応（案）】 ※趣旨を損なわない範囲で、意見等の一部を事務局で編集しています。 **赤字**：加筆・修正箇所

① 県計画本文について、より具体的な内容の記載を求める意見

大項目	期間	政府行動計画	県行動計画（案）	意見等	県対応（案）
① 実施体制	準備期	国は、準備期における取組の進捗状況等について、推進会議に報告し、改善すべき点について意見を聴く等、PDCAサイクルにより取組を進めていく。	県は、準備期における取組の進捗状況等について、必要に応じて感染症に関する <u>専門的な知識を有する者</u> その他の学識経験者に改善すべき点について意見を聴く等、PDCAサイクルにより取組を進めていく。	県では、「 専門的な知識を有する者 」は、どのような方を考えているのか、具体的に記載する必要がある。	例として県感染症対策連携協議会の活用を想定しているため、「必要に応じて、 県感染症対策連携協議会等を活用し 、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者に」に修正する。
⑦ ワクチン	対応期	市町村又は都道府県は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。	市町村又は県は、自らが実施する予防接種に係る情報（ 接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等 ）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。	「 接種日程、会場、予約に関する事項 、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等」に修正してほしい。	御意見のとおり、修正する。

計画案に対する協議会委員及び市町村の意見について

②取組の主体や対象（国、県、市町村等）に関する意見

大項目	期間	政府行動計画	県行動計画（案）	意見等	県対応（案）
⑧医療	対応期	国は、初動期に引き続き、JIHSと協力して、感染症指定医療機関、地方衛生研究所等、都道府県、研究機関や学術団体等の入手した情報を含め、新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析を行い、病原性や感染性に応じて変異する新型インフルエンザ等の発生状況、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、診断・治療に関する情報等について、随時更新や見直しを行いながら、都道府県、医療機関、国民等に迅速に提供・共有を行う。	県は、初動期に引き続き、国及びJIHSと協力して、感染症指定医療機関、県、保健研究センター等、研究機関や学術団体等の入手した情報を含め、新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析を行い、病原性や感染性に応じて変異する新型インフルエンザ等の発生状況、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、 診断・治療に関する情報等について、迅速に提供・共有を行う。	「提供・共有を行う」対象の記載がないので、「 診断・治療に関する情報等について、医療機関や県民等に迅速に提供・共有を行う 」に修正してほしい。	御意見のとおり、修正する。
⑪保健	対応期	都道府県等は、流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後おおむね1か月以降。以下本章において同じ。）においては、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、保健所における業務負荷を勘案し、国が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査の調査項目や対象を見直す。	県等は、流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後おおむね1か月以降。以下本章において同じ。）においては、感染症の特徴（無症状病原体保有者からの感染が確認される等）や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、保健所における業務負荷を勘案し、国が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査の調査項目や対象を見直す。また、その取扱について、積極的疫学調査を実施する保健所等職員だけでなく、 住民その他の関係者に対しても適切に周知する。	「住民その他の関係者に対して」とあるが、まず、「 県内市町村 」を記載してほしい。	御意見を踏まえて、「 市町村、住民その他の関係者に対しても適切に周知する 」に修正する。

計画案に対する協議会委員及び市町村の意見について

③用語の定義等に関する意見

大項目	期間	政府行動計画	県行動計画（案）	意見等	県対応（案）
①実施体制	準備期	都道府県、市町村、指定（地方）公共機関、医療機関等は、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材、行政官等の養成等を行う。特に都道府県等は、国やJIHS、都道府県の研修等を積極的に活用しつつ、地域の感染症対策の中核となる保健所や地方衛生研究所等の人材の確保や育成に努める。国及びJIHSは、これらの人材確保や育成の取組を支援する。	県、市町村、指定（地方）公共機関、医療機関等は、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材、行政官等の養成等を行う。特に 県等 は、国やJIHS、県の研修等を積極的に活用しつつ、地域の感染症対策の中核となる保健所や保健研究センターの人材の確保や育成に努める。	「 県等 」が指す意味を表記してほしい。	政府行動計画において「都道府県等」は、「都道府県、保健所設置市（地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第1条に定める市）及び特別区」と定義されており、 県行動計画における「県等」は、県及び保健所設置市を指している 。定義については計画本文にて記載する予定。
①実施体制	準備期	都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、それぞれ都道府県行動計画、市町村行動計画又は指定（地方）公共機関における業務計画を作成・変更し、国は当該計画の作成・変更を支援する。都道府県及び市町村は、それぞれ都道府県行動計画又は市町村行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。	県、市町村及び 指定地方公共機関 は、それぞれ県行動計画、市町村行動計画又は指定地方公共機関における業務計画を作成するとともに、必要に応じて変更する。県及び市町村は、それぞれ県行動計画又は市町村行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。	「 指定地方公共機関 」が、他では「 指定（地方）公共機関 」になっている。どちらかで統一をした方がいいように思う。	取組内容によって「 指定公共機関 」と「 指定地方公共機関 」の両方が対象になるものと、「 指定地方公共機関 」のみが対象となるものがあるため、表記を使い分けている。また、「指定公共機関」と「指定地方公共機関」の両方を指す場合、「 指定（地方）公共機関 」と表記している。ここでは、業務計画の作成に関する記載であるため、「 指定地方公共機関 」に限って記載している。

計画案に対する協議会委員及び市町村の意見について

④表記や文字の校正等に関する意見

大項目	期間	政府行動計画	県行動計画（案）	意見等	県対応（案）
⑪保健	対応期	国は、流行初期における対応を引き続き実施するとともに、都道府県等の予防計画に基づき、地方衛生研究所等や検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の情報を把握することに加え、都道府県等や地方衛生研究所等への助言を通じて、都道府県等における検査体制の整備に向けた取組を支援する。	県等は、流行初期における対応を引き続き実施するとともに、 都道府県等 の予防計画等に基づき、保健研究センター等や検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の情報を把握することに加え、国からの助言や支援を通じて、県等における安定的な検査体制を整備する。	下線部を、「 県等 」に修正すべきではないか。	御指摘のとおり、この項目については県行動計画では、「 県等 」と記載するのが適切なため、修正する。

⑤その他の意見

大項目	期間	政府行動計画	県行動計画（案）	意見等	県対応（案）
①実施体制	準備期	JIHSは、平時から、国と連携して、国民等に対し、感染症に関する基本的な情報や感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報やその対策等について、分かりやすく情報提供・共有を行う。	県は、平時から、国やJIHSと連携して、県民等に対し、感染症に関する基本的な情報や感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報やその対策等について、分かりやすく情報提供・共有を行う。	新型インフルエンザ等の発生前から、発生時の対応の流れやその意味を県民等に伝えることは、発生時に行動制限などを行う意図や期間などの理解につながるため、不安や誤解の軽減につながると思う。	御意見を踏まえて、取組を行いたい。
⑤水際対策	初動期	国は、感染者の密入国を防止するため、沿岸部及び海上におけるパトロール等の警戒活動を強化し、また、警戒活動等を行うよう都道府県警察等を指導又は調整する。	県警察は、感染者の密入国を防止するため、国からの指導又は調整に基づき、沿岸部及び海上におけるパトロール等の警戒活動等を行う。	奈良県に海はないが、この項目は必要か。	県警察本部に確認した結果、この項目は、県行動計画から削除する予定。